

様

新居浜市監査委員 田 中 洋 次

新居浜市監査委員 柿 並 哲 也

新居浜市監査委員 山 本 健十郎

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成29年4月24日から同年7月10日までの間に実施した定期監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第12項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

- 1 監査の基本方針 公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、事務事業が効率的、効果的に行われたかに重きをおいた監査を実施した。
- 2 監査の対象 ・議会事務局 ・農業委員会事務局 ・消防本部・消防署
・水道局 ・企画部 ・選挙管理委員会事務局
- 3 監査の範囲 平成28年度に実施した事務事業全般
- 4 監査を実施した委員 田中洋次・柿並哲也・仙波憲一・山本健十郎
〔 仙波憲一 平成29年5月16日付退任 〕
〔 山本健十郎 平成29年5月17日付就任 〕
- 5 監査の方法 関係部局等から関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。
- 6 監査の結果 平成28年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。
今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、市民福祉の増進のため、なお一層の努力をされたい。
なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

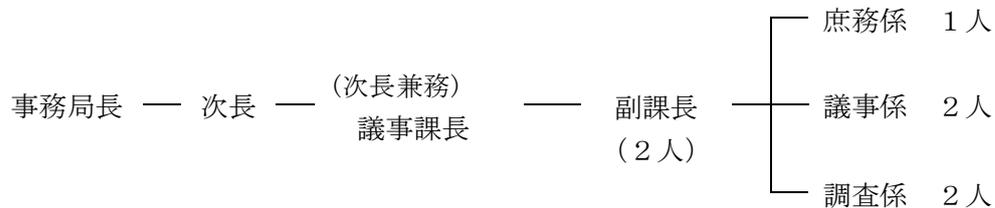
議 会 事 務 局

1 議会事務局の主な事務事業

議事課

- (1) 議長及び副議長の秘書事務に関すること。
- (2) 議員の身分に関すること。
- (3) 議会図書室に関すること。
- (4) 市政の調査に関すること。
- (5) 本会議・委員会・議員全員協議会に関すること。
- (6) 議会の傍聴に関すること。
- (7) 議案の調査及び立案に関すること。
- (8) 請願、陳情等に関すること。
- (9) 議会の広報及び広聴に関すること。

2 職員の配置状況 9人（平成29年4月1日現在）



3 議会の活動状況（平成28年度）

(1) 本会議の開催状況

本会議	会期日数	本会議日数	一般質問日数	一般質問者数	傍聴者数
5月臨時会	1日	1日	0日	0人	0人
6月定例会	18日	5日	3日	12人	21人
9月定例会	17日	5日	3日	12人	28人
12月定例会	17日	5日	3日	12人	136人
2月定例会	25日	5日	3日	12人	34人

(2) 常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の開催状況及び活動状況

ア 常任委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	委員会 開催日数	委員会 協議会 開催日数	所管事務 調査日数
企画総務 委員会	7人	1年	企画部、出納室、総務部、消防本部、消防署、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項	7日	2日	4日
福祉教育 委員会	7人	1年	福祉部、福祉事務所、教育委員会の所管に属する事項	8日	3日	4日
市民経済 委員会	6人	1年	市民部、経済部、農業委員会の所管に属する事項	9日	2日	4日
環境建設 委員会	6人	1年	環境部、建設部、水道局の所管に属する事項及び港湾（漁港を除く。）に関する事項	8日	2日	4日

イ 議会運営委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	委員会 開催日数	委員会 協議会 開催日数	所管事務 調査日数
議会運営 委員会	6人	1年	(1)議会の運営に関する事項 (2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3)議長の諮問に関する事項	15日	0日	4日

ウ 特別委員会

委員会名	定数	設置	付議事件	委員会 開催日数	委員会 協議会 開催日数	付議事件 調査（視 察）日数
地方創生 特別委員 会	8人	H27.7.1	(1)総合戦略策定に関する調査 (2)企業誘致(工業用地の確保を含む。)と市内企業の留置に関する調査 (3)近代化産業遺産の活用に関する調査 (4)市街地活性化に関する調査	7日	0日	4日
防災・災 害対策特 別委員会	8人	H27.7.1	(1)防災対策に関する調査 (2)大規模災害時における問題調査	7日	0日	4日

委員会名	定数	設置	付 議 事 件	委員会 開催日数	委員会 協議会 開催日数	付議事件 調査（視 察）日数
都市基盤 整備促進 特別委員 会	8人	H27.7.1	(1) 国道11号バイパス及び都市 計画道路の整備促進に関する 調査 (2) 大島・荷内沖開発に関する調 査 (3) 総合運動公園の建設に関する 調査	2日	0日	4日
決算特別 委員会	23人	H28.8.30	(1) 水道事業・工業用水道事業会 計決算の認定 (2) 一般会計・特別会計歳入歳出 決算の認定	5日	0日	0日
予算特別 委員会	24人	H29.3.2	(1) 一般会計・特別会計予算 (2) 水道事業・工業用水道事業 会計予算	4日	0日	0日

4 指摘事項

特になし

5 新農地銀行（農用地利用集積事業）活動状況

区分 年度	利 用 権 設 定（新規・再設定）									
	3年未満		3～6年		6～9年		10年以上		合 計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
24	6	7,166.00	80	136,876.54	7	13,645.00	3	4,176.00	96	161,863.54
25	6	7,087.00	90	122,004.98	1	1,559.00	6	21,135.00	103	151,785.98
26	3	3,098.00	76	115,590.00	4	8,628.00	4	9,728.11	87	137,044.11
27	9	12,465.00	154	206,599.86	4	5,326.00	3	19,538.00	170	243,928.86
28	15	17,721.00	79	132,058.30	2	2,188.00	1	2,664.00	97	154,631.30

区分 年度	年度末現在
	総面積 (㎡)
24	553,881.39
25	573,465.88
26	610,761.99
27	518,341.15
28	531,325.27

6 指摘事項（回答は平成29年6月22日付け）

（1）遊休農地の有効利用に向けた取組について

本市における遊休農地面積はこの数年減少傾向にあるが、その主な要因は、太陽光発電施設建設のための農地転用などによるものであり、農地の利用集積面積が増加している訳ではない。

一方、「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な業務として位置づけられており、これまで以上に農地利用の集約化や遊休農地の発生防止と解消に努めることが求められている。

このようなことから、今後においては市長部局との連携を更に図りながら遊休農地を農地として有効利用するため、遊休農地とは定義されていない「不作付の耕地」も含め、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた情報提供や調整等に一層積極的に取り組まれない。

また、平成29年以降、毎年1月1日時点で、農地中間管理機構への貸付の意志を表明せず、自ら耕作の再開も行わない場合に課税強化が制度化された。今後、遊休農地対策の一つとして機能させるため、農地の利用状況調査、利用意向調査の充実を図るとともに、協議勧告に至るまでの事務処理マニュアルを作成する等の対策を講じられたい。

<回答>

遊休農地の有効利用に向けた取組については、毎年8月に実施している農地パトロールにおいて、遊休農地対策に関する事務処理マニュアルを作成し、そのマニュアルに沿ったパトロールを実施します。また、遊休農地の新規発見分及び昨年度までの未回答者に対し農地利用意向調査を行い、その調査結果並びに未回答者の情報については、地元の農業委員及び農地利用最適化推進委員との情報共有を行います。

また、農業委員会のホームページに掲載しております農地利用意向調査及び農地基本台帳調査並びに農業委員会事務局の窓口で申し出のあった貸したい希望の農地情報をその都度更新すると共に、その情報を全委員及び新居浜市営農推進連絡協議会に情報提供を行います。

さらに、今年度において、文書にて実施している大島地区の農地の利用調査を完了させると共に、所在不明及び相続人不明等の農地について、確知できない旨の公示を行います。

消防本部・消防署

1 消防本部・消防署の主な事務事業

(1) 総務警防課

- ア 消防行政の総合企画に関する事。
- イ 消防統計に関する事。
- ウ 消防団事務に関する事。
- エ 警防計画・水防計画に関する事。
- オ 石油コンビナート等災害防止法の訓練指導に関する事。
- カ 災害現場活動の調査に関する事。
- キ 救助及び救急の統制に関する事。
- ク 消防地水利の整備に関する事。
- ケ 消防用資機材の整備及び管理に関する事。
- コ 消防用車両の登録及び検査に関する事。

(2) 予防課

- ア 消防法令の危険物規制に関する事。
- イ 消防用設備の設置指導及び統制に関する事。
- ウ 火災の原因及び損害の調査報告に関する事。
- エ 火災等の証明に関する事。
- オ 新居浜市火災予防条例の運用統制に関する事。
- カ 高圧ガス保安法の執行に関する事。

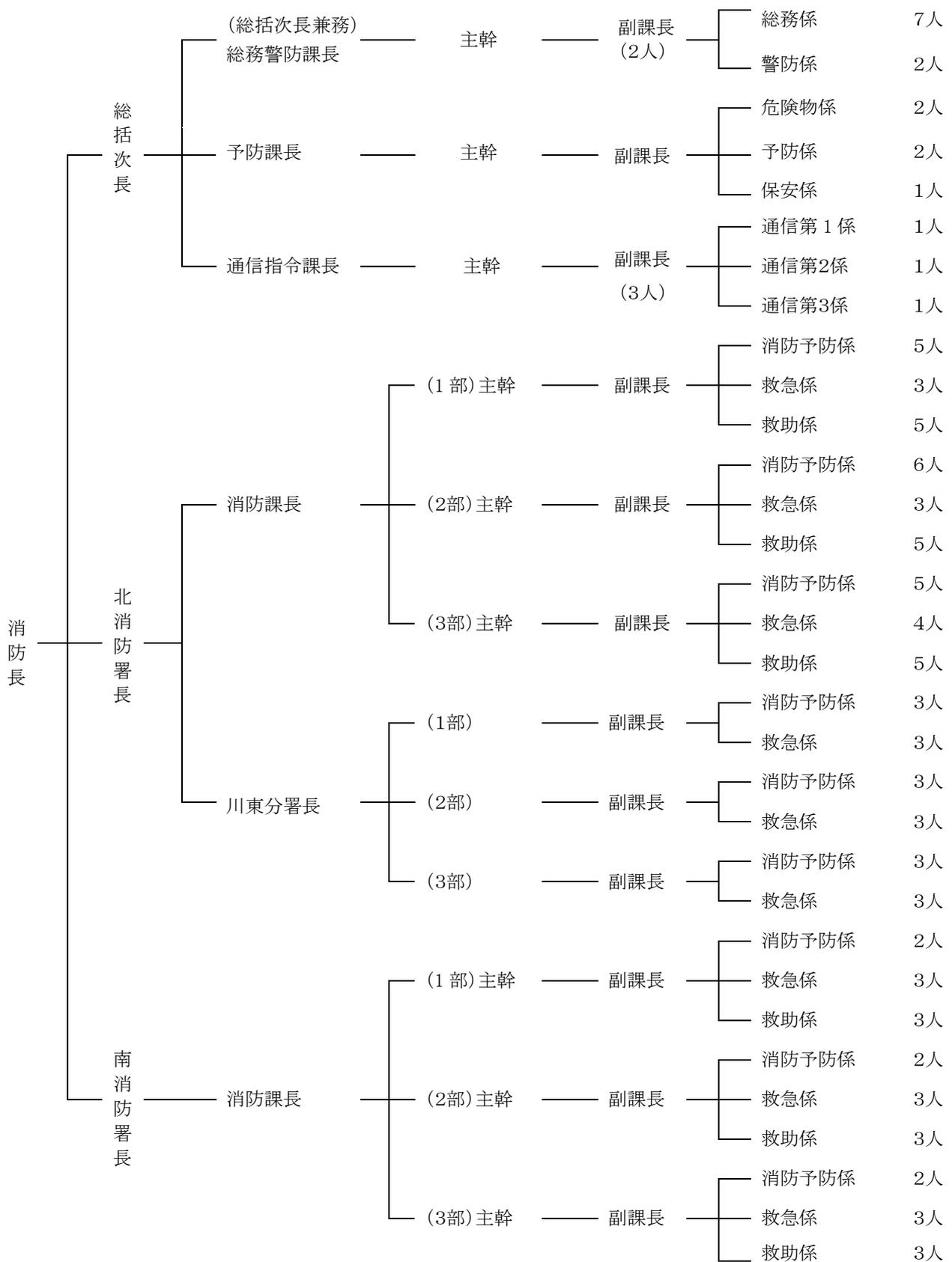
(3) 通信指令課

- ア 消防通信の運用統制に関する事。
- イ 通信施設の統轄管理に関する事。
- ウ 消防救急業務の指令及び誘導に関する事。
- エ 無線通信の統轄に関する事。

(4) 北消防署・南消防署

- ア 災害の警戒防御に関する事。
- イ 救急救助業務に関する事。
- ウ 火災予防の普及宣伝に関する事。
- エ 自衛消防隊の訓練指導に関する事。
- オ 査察及び取締指導に関する事。
- カ 水防活動に関する事。

2 職員の配置状況 133人（平成29年4月1日現在） ※派遣を除く。



※消防署の勤務体制・・・3部交替制

3 平成28年度に実施した主な事業

(1) 防災拠点施設建設事業

「新居浜市郷土美術館跡地及び北消防署旧庁舎活用検討委員会」の検討結果を受けて、今後発生が予測されている大規模災害に備えるために郷土美術館及び北署旧庁舎跡地に新たな防災・教育及び啓発拠点施設を建設する方針となった。平成27年度から2か年の継続事業として、防災拠点施設本体及びシステム系の基本・実施設計を行った。

<事業費> 138,780,000円

(2) 総合防災拠点施設周辺環境整備事業

平成29年度の総合防災拠点施設本体建設工事着工へ向け、建設用地及び工事作業ヤードの確保を目的とし、職員会館、駐車場の解体工事など事前工事を実施した。

また、現消防庁舎機能で使用している電気、給水及び通信などのインフラについて、消防機能を損なうことがないように設備の更新及び全体系統の点検などを行い、安全性がさらに確保された。

<事業費> 229,708,999円

(3) 消防自動車整備事業

消防車両等の老朽化及び複雑多様化する災害に対応するため計画的に更新し、機能の向上、維持を図るため、化学消防ポンプ自動車Ⅲ型1台、高規格救急自動車1台及び消防ポンプ自動車2台の車両の整備を行った。

<事業費> 160,883,432円

4 平成28年中に発生した火災の状況

(単位：件、千円)

月別	件数	損害額	月別	件数	損害額
1	4	4,780	7	4	727
2	3	10,494	8	4	392
3	3	1,932	9	0	0
4	2	2	10	2	7
5	2	1,121	11	1	1,044
6	3	1,979	12	2	112
			計	30	22,590

5 平成28年中事故種別救急出場の状況

(単位：件、人)

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
出場件数	7		2	525	30	30	813	29	61	3,165	484	5,146
搬送人員	6		2	502	29	32	756	23	45	2,820	425	4,640

6 指摘事項及び回答内容 (回答は平成29年7月4日付け)

(1) 時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、勤務時間数の記載誤り、記載漏れ等により支給額の過払いや不足が生じている。内容を確認のうえ改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(通信指令課、北消防署消防課、南消防署消防課)

<回答>

時間外勤務等命令書のうち、勤務時間数の記載誤り、記載漏れ及び時間外勤務手当等集計表、時間外勤務等個人別集計表における勤務時間等の入力誤り、未入力について訂正いたしました。

また、それに伴う時間外勤務手当等の差額分の返納及び追給については、人事課と調整し適切に処理をいたします。

今後は、更なるチェック体制の強化を図るとともに適正な事務処理を行います。

(2) 消防団員の確保策について

本市における消防団員数は平成29年4月1日現在740人であり、平成25年同期の779人から約40人減少しており、全国的な傾向と同様に年々高齢化も進み、消防団員の確保には苦慮している状況である。

地域防災力の充実強化が一層求められている中、消防団員の確保は不可欠であるため、一般的な団員募集や加入促進の啓発活動等だけではなく、地区ごとの実情を踏まえ、年代や地域など、対象を絞った募集や加入促進活動を集中的に行うなど、団員確保策の多様化を図ることを検討されたい。

(総務警防課)

<回答>

地域防災活動の要となります消防団員の加入促進につきましては、消防団詰所への消防団員募集のポスターの掲示、のぼりの活用、リーフレットの配布と多くの市民を募る各種イベント等において、消防団活動のPRと消防団員募集の呼びかけを行うキャラバン活動を実施しております。また、県内の店舗などと連携し、消防団員が様々な特典を受けられる「えひめ笑顔で消防団員応援プロジェクト」についても幅広く広報活動を実施しております。

今後におきましては、各地区の実情を踏まえて、年代や消防団員の減少が続いている地域に対象を絞って集中的に加入促進を行うなど、消防団員である魅力を住民に理解していただき、一人でも多くの消防団員の確保につながるよう、更なる加入促進の啓発活動に取り組んでまいります。

(3) 消防緊急通信指令設備保守業務の委託契約について

消防緊急通信指令設備の保守業務委託については、当該設備に対する習熟度、緊急時の対応能力等を判断して設計・製造・工事等を施工した既存工事業者との間で一者随意契約を締結しているが、委託料が総額8,964,000円（消費税を含む。）と高額であるにもかかわらず、契約締結に係る起案書には委託金額の査定経緯及び適正性に関する判断根拠が記載されておらず、金額の適否について判断し難い。

価格決定に競争原理が機能しない一者随意契約を締結する場合は、委託金額の適正性を十分検証の上、必要ならば事業者と協議を行いその経緯の要旨を記述するなど、委託金額が適正、妥当であることを示す根拠を記載されたい。

(通信指令課)

<回答>

消防緊急通信指令設備の保守業務委託契約につきましては、保守業務の内容、委託金額等について検証を行うとともに、必要に応じて契約業者と協議を実施し、委託金額の査定、適正性に関する判断根拠など契約締結までの経緯を起案書に記載いたします。

水道局

1 水道局の主な事務事業

(1) 水道総務課

- ア 水道事業及び工業用水道事業の予算の編成及び決算に関すること。
- イ 企業財産の全体管理・貸付け・処分に関すること。
- ウ 水道工事の請負契約、物品の購入及び修理契約に関すること。
- エ 水道メーターの点検・取替え等に関すること。
- オ 水道料金の調定・収納事務に関すること。

(2) 工務課

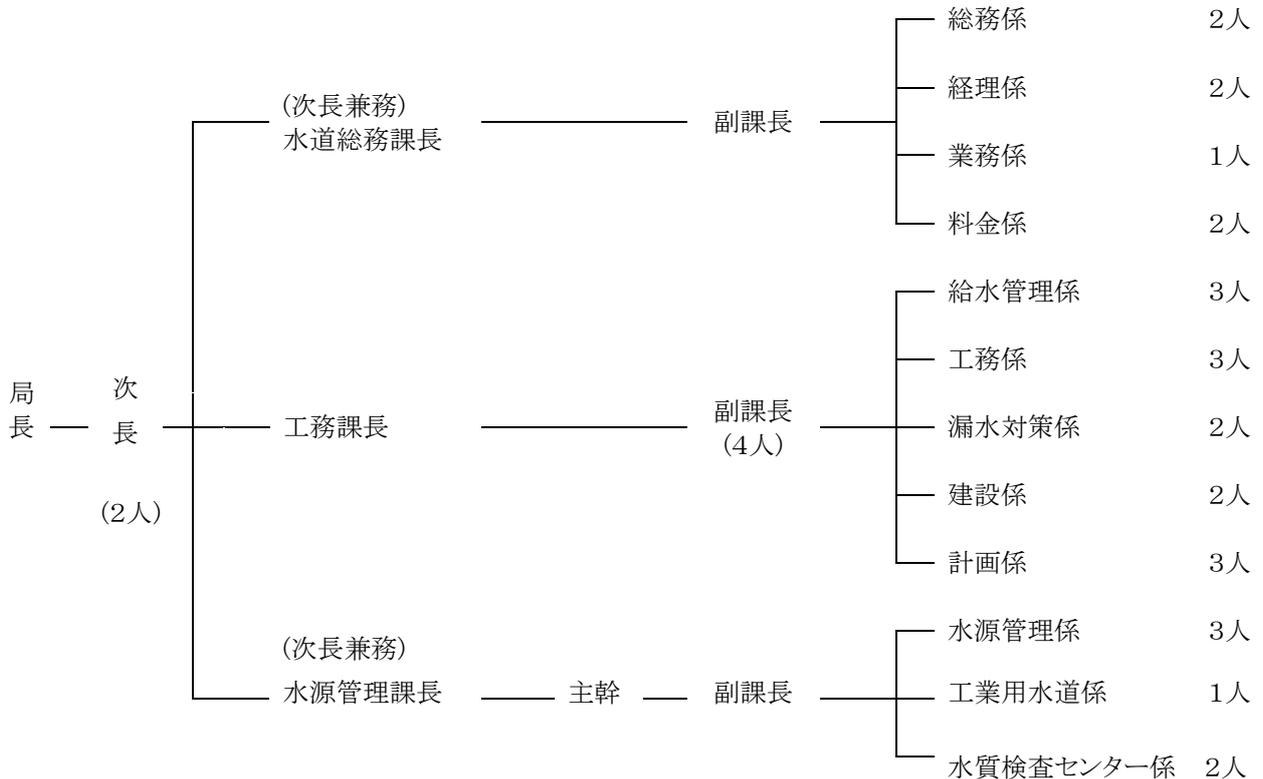
- ア 水道の給水契約に関すること。
- イ 給水装置工事、配水管の改良工事等に関すること。

(3) 水源管理課

- ア 水道水源施設の改良工事及び維持管理に関すること。
- イ 工業用水道の給水契約に関すること。
- ウ 水道の水質検査及び保全に関すること。

2 職員の配置状況 37人（平成29年4月1日現在）

注 育児休業等含む。（それらの代替臨時職員は含まない。）



3 平成28年度水道事業等業務実績

(1) 水道事業

項目	平成28年度	平成27年度	比較増減	備考
行政区域内人口(人)	121,211	121,966	△755	年度末現在人口
計画給水人口(人)	120,000	120,000	0	
現在給水人口(人)	116,030	116,362	△332	年度末現在推計
普及率(%)	95.7	95.4	0.3	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}}$
給水戸数(戸)	54,888	54,607	281	年度末現在
配水量(m ³)	14,573,953	14,691,667	△117,714	年間総量
有収水量(m ³)	13,631,827	13,688,013	△56,186	年間総量
有収率(%)	93.5	93.2	0.3	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}}$
配水管延長(m)	583,375	581,196	2,179	年度末現在
職員数(人)	32	33	△1	年度末現在

(2) 工業用水道事業

項目	平成28年度	平成27年度	比較増減	備考
給水事業所数(事業所)	3	3	0	住友化学(株) 住友金属鉱山(株) 住友重機械工業(株)
配水量(m ³)	15,269,110	15,585,822	△316,712	年間総量
有収水量(m ³)	15,175,354	15,543,850	△368,496	年間総量
有収率(%)	99.4	99.7	△0.3	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}}$
配水管延長(m)	7,266.24	7,266.24	0	年度末現在
職員数(人)	5	5	0	年度末現在

4 平成28年度水道料金等調定収入の状況

(1) 水道事業

(単位：円)

区分	現年度分			過年度分		
	調定額	収入額	未収額	調定額	収入額	未収額
水道料金	1,642,762,380	1,623,964,304	18,798,076	49,519,586	23,334,265	26,185,321
修繕工事金	2,800	2,800	0	0	0	0
給水受託工事金	12,723,985	2,580,339	10,143,646	2,537,836	2,537,836	0
設計・検査手数料	3,560,800	3,546,400	14,400	0	0	0
加入金	39,614,400	39,528,000	86,400	—	—	—
分担金	201,917,684	121,124,104	80,793,580	52,119,121	52,119,121	0
企業債	500,000,000	0	500,000,000	—	—	—
その他の収入	1,512,992,759	1,484,118,206	28,874,553	29,838,608	29,838,608	0
計	3,913,574,808	3,274,864,153	638,710,655	134,015,151	107,829,830	26,185,321

注 水道料金の過年度分の未収額は、不納欠損額4,823,550円を含む。

(2) 工業用水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調 定 額	収 入 額	未 収 額	調 定 額	収 入 額	未 収 額
給 水 収 益	247,198,657	224,868,275	22,330,382	22,330,382	22,330,382	0
工 事 分 担 金	0	0	0	0	0	0
企 業 債	100,000,000	0	100,000,000			
そ の 他 の 収 入	9,491,762	7,784,686	1,707,076	0	0	0
計	356,690,419	232,652,961	124,037,458	22,330,382	22,330,382	0

5 平成28年度工事請負契約の状況

(単位：円)

区 分	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
水 道 事 業	12	605,227,140	60	370,768,168	3	24,062,400	75	1,000,057,708
工業用水道事業	3	165,769,200	5	17,701,200	1	756,000	9	184,226,400
計	15	770,996,340	65	388,469,368	4	24,818,400	84	1,184,284,108

注 変更契約は含まない。

6 平成28年度水道事業たな卸資産入出庫状況

(単位：円)

種 別 \ 区 分	前期繰越額	入 庫	出 庫	差引残額
管・継手類	7,204,473	1,406,650	1,155,996	7,455,127
栓サドル類	1,026,185	100,850	102,852	1,024,183
弁 類	482,187	65,460	91,940	455,707
ボックス類	243,560	0	4,595	238,965
量水器	5,483,123	15,943,250	14,730,718	6,695,655
備消耗品類	465,608	0	13,080	452,528
計	14,905,136	17,516,210	16,099,181	16,322,165

7 指摘事項及び回答内容 (回答は平成29年7月19日付け)

(1) 瀬戸寿上水道問題の解決について

本件については、一昨年単位自治会ごとの説明会に続き、平成28年度は市水道事業との統合に向けた具体的な課題、プロセスなどについて水道組合役員との意見交換会を行ったとのことである。こういった一連の取組は評価できるものであるが、問題解決への合意形成までには至っていないことから、今後においても市長部局と連携しながら、地元との積極的な協議を通して合法的かつ合理的な解決を図り、水道事業の健全化に努められたい。

(水道総務課)

<回答>

本件の解決手法といたしましては、市長部局との密接な連携のうえ、地元の理解と協力を得ることにより円満な解決を図るという、従来からの基本姿勢を踏まえながら取組を進めることとしております。

なお、平成29年度においては、6月29日に組合三役と会合を持ち、今後の統合に向けたスケジュール調整や問題点などについて意見交換を行ったところです。市においては水道委員による総会などへの積極的な働きかけや、水道組合員に対する説明などを水道組合と協働して行うこととしており、水道局といたしましても、市の窓口である総合政策課と連携して一日も早い解決を目指してまいります。

(2) 水道施設被災時等の広域連携について

地震等により水道施設の被害が発生した場合に、応急給水や応急復旧が速やかに行えるよう対応マニュアルの策定や県内での合同防災訓練等に参加しているようであるが、市単独では対応できないような被害や事故等が発生した場合には、近隣自治体等からの応援、協力が得られるような共助体制の構築も必要である。このことについては、実現に向け近隣市の水道事業担当者との勉強会実施の提案なども行おうとしたようであるが、まだ具体的協議までには至っていないとのことである。

より一層の安心・安全な給水体制の確立を図るうえからも、水道施設の被災時等に円滑な応援活動が行えるよう積極的に関係自治体等に働きかけを行い、相互応援協定等を締結するなど、広域連携の早期実現に取り組まれない。

(工務課)

<回答>

平成28年4月に発生しました熊本地震のような巨大地震において、広域にわたり水道施設に対する大規模災害が発生した際には、近隣自治体間での応急給水や応急復旧などに関する共助体制だけでは対応が困難な状況であるため、公益社団法人日本水道協会が「地震等緊急時対応の手引き」に定められた応援ルールに基づき、加盟している全国の非被災水道自治体に対して被災地への派遣先や応援業務等について依頼を行っているところです。(本市では、日本水道協会からの応援依頼により、阿蘇市において平成28年5月5日～11日に漏水調査を2名体制で実施いたしました。)

しかしながら、水道施設に被害を及ぼす災害は巨大地震だけとは限りませんことから、さまざまな状況を想定し、近隣自治体から応援・協力が得られ、迅速な対応が可能となる広域連携を構築することも重要な施策と認識していますので、今後は愛媛県が中心となって行っています水道事業経営を含む広域連携検討会や、日本水道協会が主催する防災訓練等を活用し、近隣自治体に積極的に働きかけ、広域連携協定等の締結が早期に実現するよう取組を進めることとします。

(3) 水道事業の中長期経営見通しについて

平成22年度に策定した「新居浜市水道ビジョン」は中間年である平成27年度末に見直しが行われたが、「経営の見通し」の項では当初の予測値が全面的に削除されたにもかかわらず、それに代わる新たな数値が示されておらず、記述は総じて概括的である。中長期の経

営見通しを明らかにするためには、数値に基づく具体的な収支予測が不可欠であるが、想定投資金額や投資時期等を変数としたシミュレーションやケーススタディが十分行われておらず、5年先、10年先の事業収支がどのような幅に収まるのか、現時点においても明確でない。

経営の大きな変わり目にある水道事業の現状を鑑みれば、長期の視点に立って短期の経営施策を迅速、的確に軌道修正していくことが強く求められるところであり、中長期の経営見通しに関し数値がないままでは、的確な経営判断に支障が生じかねないのではないかと思われる。シミュレーションやケーススタディを交えつつ、様々な角度から迅速に検討を進め、具体的な事業見通しを明らかにされたい。

(水道総務課)

<回答>

「新居浜市水道ビジョン」は平成27年度に後期の見直しを行い、平成31年度が計画最終年度となっており、平成32年度には新たな「新居浜市水道ビジョン」の策定を予定しております。また、水道事業を将来にわたって安定的に経営していくために、中長期的な基本計画である経営戦略の策定が不可欠であります。平成29年度には、水道事業アセットマネジメントにより、将来的な人口減による水需要及びそれに必要な給水能力等を把握し、安定的な供給を継続していくために必要な施設・設備への投資試算や収入の将来予測を行い、収支の改善を通じた具体的な事業見通しを明らかにする経営戦略を策定してまいります。

企 画 部

1 企画部の主な事務事業

(1) 総合政策課

- ア 市政の基本方針及び重要施策の総合企画調整に関すること。
- イ 市政の調査研究に関すること。
- ウ 長期総合計画の調整及び進行管理に関すること。
- エ 過疎地域自立促進計画の調整及び進行管理に関すること。
- オ 行政組織に関すること。
- カ 市議会に関すること。
- キ 離島振興事務に関すること。
- ク 基幹統計及びその他の統計に関すること。
- ケ 行政改革に関すること。
- コ 行政評価に関すること。
- サ 規制改革に関すること。

(2) 秘書広報課

- ア 市長及び副市長の秘書並びに渉外に関すること。
- イ 報道機関との連絡調整に関すること。
- ウ 市政の広報に関すること。
- エ 広聴に関すること。

(3) 財政課

- ア 予算の編成、配当及び執行に関すること。
- イ 財政計画及び資金計画に関すること。
- ウ 市債及び借入金に関すること。
- エ 地方交付税等に関すること。
- オ 財政事情の公表に関すること。

(4) 情報政策課

- ア 電子計算組織の企画及び調整に関すること。
- イ 電子計算機のプログラム作成管理に関すること。
- ウ 電子計算機の管理運営に関すること。
- エ 情報化の推進に関すること。

(5) 別子銅山文化遺産課

- ア 別子銅山文化遺産に関すること。

(6) 地方創生推進室

- ア まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。

イ 人口問題施策の推進に関すること。

(7) 国体推進室

ア 第72回国民体育大会の開催に関すること。

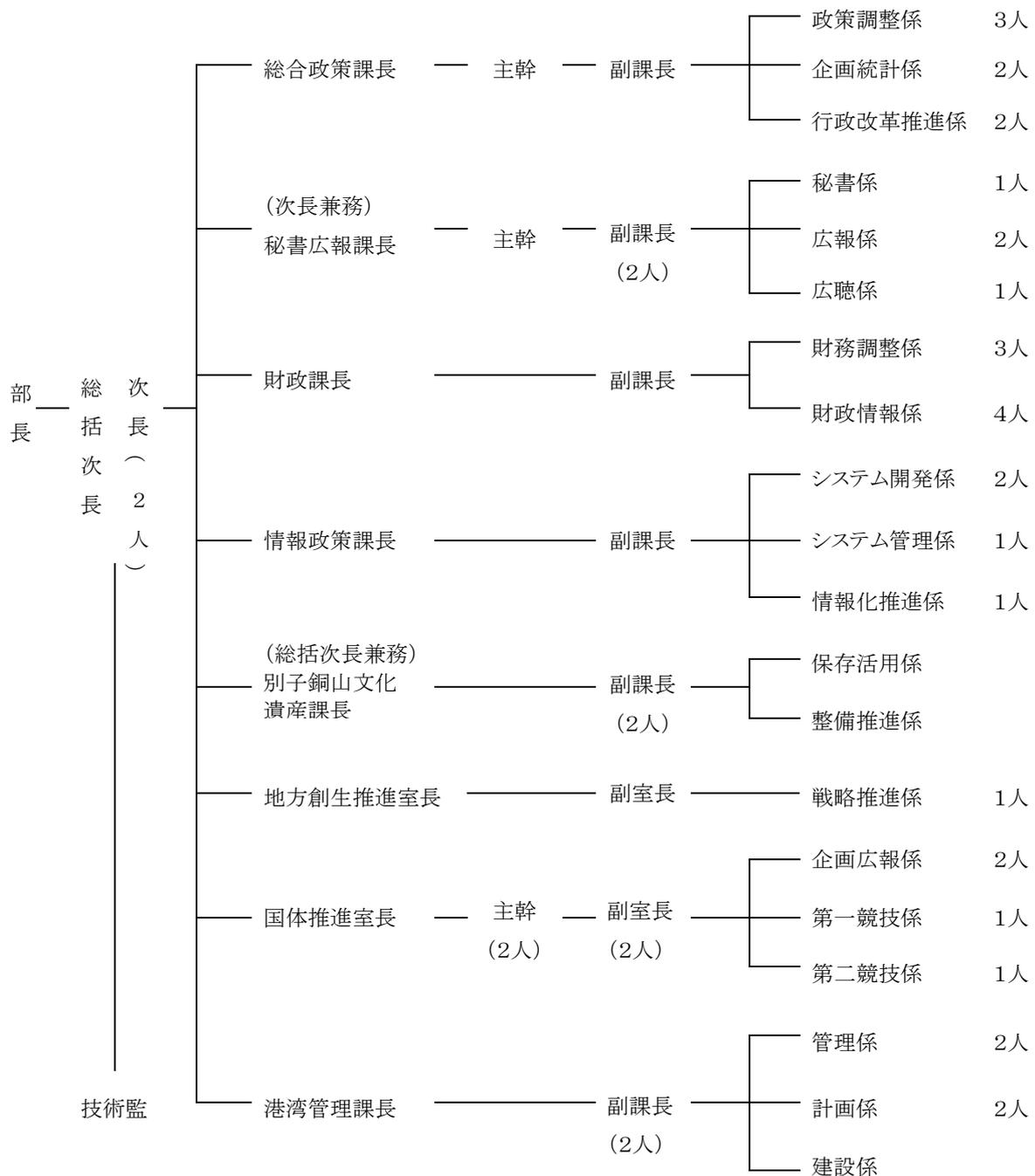
(8) 港湾管理課

ア 東予港(東港地区)に関すること。

イ 新居浜港務局との連絡調整に関すること。

ウ 漂流物に関すること(河川を除く。)

2 職員の配置状況 58人(兼務等除く)(平成29年4月1日現在)



3 平成28年度に実施した主な事業

(1) 近代化産業遺産まちづくり推進費

別子銅山産業遺産の歴史的意義や価値を明らかにし後世へ伝承するため、産業遺産の保存活用と情報発信に取り組んだ。平成28年度は、山田社宅企画展「東平索道展」や別子銅山産業遺産創造塾事業、自然散歩の集い事業等を実施した。

＜事業費＞ 3,437,876円

(2) 旧端出場水力発電所公開活用事業

旧端出場水力発電所の保存活用を図るため、文化財としての価値を損ねることなく、公開活用を前提とした具体的な整備方針と保存活用計画をとりまとめ、平成29年3月末に「旧端出場水力発電所保存活用計画」を策定した。

＜事業費＞ 8,131,260円

(3) 別子銅山小説出版事業

別子銅山を題材とした小説（井川香四郎氏執筆：本市出身）の出版により、市民の郷土愛と誇りを醸成するとともに、別子銅山の魅力を全国に発信した。

＜事業費＞ 4,375,210円

(4) 国体施設整備事業

選手が安全、快適に競技活動を行うことができるよう、中央競技団体からの指摘及び要望事項に沿って、国体会場施設である市営サッカー場の改修を実施した。

＜事業費＞ 63,720,000円

4 一般会計款別歳入決算状況

(単位：円)

款 別	決 算 額		
	平成28年度	平成27年度	増 減
市 税	18,628,882,569	19,264,958,176	△636,075,607
地 方 譲 与 税	346,213,611	343,983,725	2,229,886
利 子 割 交 付 金	27,663,000	43,954,000	△16,291,000
配 当 割 交 付 金	54,537,000	87,885,000	△33,348,000
株式等譲渡所得割交付金	35,922,000	88,475,000	△52,553,000
地方消費税交付金	2,066,221,000	2,296,865,000	△230,644,000
ゴルフ場利用税交付金	32,036,900	40,147,660	△8,110,760
自動車取得税交付金	51,841,000	42,018,000	9,823,000
地方特例交付金	71,165,000	70,323,000	842,000
地 方 交 付 税	5,524,699,000	6,122,714,000	△598,015,000
交通安全対策特別交付金	16,505,000	18,858,000	△2,353,000
分担金及び負担金	437,496,759	508,605,743	△71,108,984
使用料及び手数料	863,887,619	924,728,004	△60,840,385
国 庫 支 出 金	7,585,547,259	6,901,788,538	683,758,721
県 支 出 金	3,158,281,527	2,936,166,578	222,114,949
財 産 収 入	58,470,205	64,647,563	△6,177,358
寄 附 金	323,979,348	45,162,976	278,816,372
繰 入 金	1,811,130,727	1,573,809,117	237,321,610
繰 越 金	1,437,866,439	1,643,717,695	△205,851,256
諸 収 入	1,684,174,779	1,492,453,234	191,721,545
市 債	4,083,641,000	4,998,275,000	△914,634,000
計	48,300,161,742	49,509,536,009	△1,209,374,267

5 一般会計款別歳出決算状況

(単位：円)

款 別	決 算 額		
	平成28年度	平成27年度	増 減
議 会 費	363,081,512	396,192,298	△33,110,786
総 務 費	4,459,054,207	6,700,618,793	△2,241,564,586
民 生 費	18,975,578,580	17,680,034,266	1,295,544,314
衛 生 費	5,660,461,776	5,266,207,578	394,254,198
労 働 費	365,252,867	367,565,433	△2,312,566
農林水産業費	580,805,605	559,000,746	21,804,859
商 工 費	1,381,086,675	2,663,240,480	△1,282,153,805
土 木 費	3,350,107,493	3,180,540,762	169,566,731
消 防 費	1,902,606,603	1,730,430,714	172,175,889
教 育 費	4,957,095,460	4,018,860,095	938,235,365
災害復旧費	86,770,465	244,613,228	△157,842,763
公 債 費	4,710,371,562	5,264,294,424	△553,922,862
諸 支 出 金	30,827	70,753	△39,926
計	46,792,303,632	48,071,669,570	△1,279,365,938

6 指摘事項及び回答内容（回答は平成29年8月14日付け）

(1) 瀬戸寿上水道問題の解決について

過去2年間におけるこの問題の解決に向けた取組の結果、将来的に市水道事業と統合する方向での合意を目指し、地元と協議が進められるようになったことは大きな前進であると言える。しかしながら、本件は長年にわたり懸案事項となっていることや当組合エリア内における管路の耐震化対策等の問題もあることから、水道組合員の理解を更に得ながら、市水道事業との統合に向けた具体的な課題等についての協議をできる限り早期に進めるなど、最終的な問題解決の実現に向けた取組を加速されたい。

(総合政策課)

<回答>

市水道事業との統合に向けた具体的な協議事項を決定し、それぞれの項目について協議を進め、早期解決を図るよう積極的に取り組んでまいります。

(2) 基金等の債券運用について

本市では、平成28年度まで基金等の債券による運用は5年以内の短期債に限ることとしていたが、10年以内の中短期国債の金利がマイナスになっている金融市場の現状等を鑑み、今年度から概ね20年以内の長期債でも運用できるよう債券運用指針を改正した。今年度は20年債をすでに4億円購入しており、基金等の資金運用を預金に限っていた前年度に比べ運用益が大幅に増加する見込みである。

このように、今年度に入ってから基金等の運用による収益性は飛躍的に改善されてきたが、先行する地方自治体の運用状況を見ると、安全性の確保を第一としつつ、収益性の高い長期債券による運用を拡大する方向で更に検討する余地があるのではないかと思われる。基金毎に個別管理している現行の運用形態を一括運用に改められないかなど、運用収益拡大に向け引き続ききめ細かく検討されたい。

(財政課)

<回答>

基金等の運用につきましては、「新居浜市債券運用指針」を大幅に見直し、5年以内の短期債券、満期保有等の限られた条件等について、超長期債（20年以下）の債券購入及び中途売却等を可とし、より弾力的・効果的な運用を平成29年度より実施できるように平成29年2月14日開催の公金管理委員会に諮り、了承されました。

平成29年度は、すでに債券運用を開始しておりますが、ご指摘のとおり原資となる基金が個別管理のままであり、事務が煩雑な上、運用上の限度額が限られる現状でありますので、今年度の公金管理委員会に諮るため、会計管理者と一括管理への変更について協議中です。

今後も引き続き見直しを行い、預金も含めてスケールメリットを生かした基金の運用を図り、より効果効率的な運用収益の拡大に努めてまいります。

(3) 地方公会計の整備に係る職員研修について

平成28年度決算から現行会計制度に加えて、固定資産台帳の整備と複式簿記に基づく統一的な基準による財務書類を作成する新たな地方公会計が導入される。今回、導入される地方公会計では、より正確な減価償却や減損会計の考え方が採用されるとともに、より精度の高い貸借対照表等が作成されるなど、職員の原価意識向上に大きな効果があるものと思われる。

る。

期待される職員像である3C（コスト、チェンジ、チャレンジ）職員を育成する見地からも絶好の機会であるので、単なる知識教育にとどまることなく意識改革の面からも実効性の高い教育研修を進められたい。

（財政課）

<回答>

地方公会計に係る職員研修につきましては、平成28年度において、総務省の地方公会計の委員をされていた砥部町の田中課長補佐を招いた特別研修や、財政課職員による公会計を含めた財政研修を実施しました。

平成29年度におきましても、公会計を中心とした財政研修を新採研修で実施し、10月に主任研修を実施予定としております。

今後におきましても、職員研修等を通じて、職員に対する企業会計に準じた発生主義の考え方を啓発し、コスト意識の向上に繋げてまいります。

（4）情報セキュリティ対策について

本市における情報セキュリティ対策は「電子計算組織の管理運営に関する規則」（以下「規則」という。）及び「情報セキュリティ対策基準」（以下「基準」という。）により、基本方針及び種々の対策基準が定められているが、情報資産の管理、緊急時対応訓練及び情報セキュリティポリシーの評価の一部に、定めに従った運用がなされていないものがある。次に記載する事項について、規則及び基準に従った対応を行うよう改め、情報セキュリティ対策に万全を期されたい。

ア 情報資産の管理（基準3(2)）

分類の表示、情報の作成及び廃棄時の記録が行われていない情報資産がある。

イ 緊急時対応訓練（基準5.2(3)）

緊急時対応訓練が定期的には実施されていない。

ウ 情報セキュリティポリシーの検証・評価（規則第8条、基準9-2、9-3）

情報セキュリティ委員会として毎年度行うべき情報セキュリティポリシー等の評価、検証が行われていない。

（情報政策課）

<回答>

本市におけるセキュリティ対策につきましては、「新居浜市情報セキュリティ基本方針」、「対策基準」、「実施手順」から構成される「セキュリティポリシー」により構成されており、平成28年1月に「社会保障・税番号制度（以下、「番号制度」という。）」におけるセキュリティ対策の状況を踏まえ見直しを行いました。

ご指摘の、セキュリティポリシーに沿った運用がなされていない点につきましては、本来の対応に改めますとともに、今後の「番号制度」の本格運用開始等により、現状に合わなくなる部分についてはセキュリティポリシーの修正についての検討を行ってまいります。

（5）港湾施設使用料等の徴収方法について

愛媛県から本市が徴収業務を委託されている東予港（東港地区）の港湾施設使用料等のうち、毎年、数百万円は出先事務所で会計職員が現金を直接徴収し、港湾管理課で確認後、指

定金融機関へ納入されている。公金については、安全性の確保及びリスクの軽減等を図るうえから、各担当課での現金の取扱いは可能な限り行わないことを原則としているため、納入通知書により港湾施設使用者がそれぞれ指定金融機関等へ納入する方法が取れないか検討されたい。

(港湾管理課)

<回答>

東予港（東港地区）の港湾施設使用料等につきましては、監査での指摘及び公金取扱マニュアルに基づき、出先事務所の会計職員が徴収した現金を港湾管理課で確認後、即日指定金融機関へ納入し、適正な現金の取り扱いに努めております。

納入通知書により港湾施設使用者がそれぞれ指定金融機関等へ納入する方法につきましては、現金を取り扱う出先事務所への会計システムの導入、港湾施設使用者及び愛媛県等の関係機関との協議等が必要になりますことから、今後、ご指摘の内容を踏まえ積極的に検討を行ってまいります。

選挙管理委員会事務局

1 選挙管理委員会事務局の主な事務事業

- (1) 選挙管理委員会の開催及び庶務に関すること。
- (2) 選挙常時啓発に関すること。
- (3) 選挙人名簿の調製及び保管に関すること。
- (4) 不在者投票に関すること。
- (5) 選挙の執行に関すること。

2 職員の配置状況 3人（兼務除く）（平成29年4月1日現在）

（企画部情報政策課長兼務）

事務局長

事務局次長
(2名)

選挙管理係 1人

3 平成28年度に実施した主な事業

(1) 参議院議員通常選挙

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙の適正な管理執行

当日有権者数 101,713人

投票者数及び投票率

(選挙区) 55,020人 54.09%

(比例代表) 55,008人 54.08%

<事業費> 31,125,663円

(2) 新居浜市長選挙

平成28年11月13日執行の新居浜市長選挙の適正な管理執行

届出のあった候補者が1人であるため無投票となった。

選挙人名簿登録者数 101,735人

<事業費> 6,559,377円

4 指摘事項

特になし